

新潟市公共工事環境配慮指針推進委員会設置要領

(設置)

第1条 新潟市公共工事環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）に基づき，環境に配慮した公共工事を推進するため，新潟市公共工事環境配慮指針推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 配慮指針の運用について，実施状況の把握及びその評価
- (2) 前号での実施状況及び委員会の講評について，ISO本部事務局への報告
- (3) 配慮指針の運用に関し，関係する所属に対して助言及び指導
- (4) 配慮指針の改定に関する事
- (5) その他，公共工事における環境への配慮の推進に関する事

(組織)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き，別表1に掲げる者をもって組織する。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は，会務を統括する。

- 2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は，必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は，特に必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 委員会の所掌事務の具体的事項について協議し，委員会の円滑な運営を図るため，委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は，建築・設備工事部会及び土木工事部会とし別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 各作業部会に部会長及び副部会長を置き，それぞれ部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は，必要に応じて作業部会を召集し，会務を統括する。
- 5 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。
- 6 部会長は，特に必要があると認めるときは，作業部会以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会に事務局を置き，その構成は別表1，別表2のとおりとする。

2 事務局員は，別表1，別表2の課に所属する職員のうちから，それぞれ所属長が指名する者とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要領は，平成24年4月 1日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

委員会の構成

委員長	都市政策部 技術管理センター	技術管理課長
副委員長	環境部	環境対策課長
委 員 (5 名)	都市政策部	都市計画課長
	建築部	住環境政策課長
	農林水産部	農村整備課長
	土木部	土木総務課長
	下水道部	下水道計画課長
事務局	環境部	環境対策課職員
	都市政策部 技術管理センター	技術管理課職員

別表 2（第 6 条関係）

作業部会の構成

建築・設備 工事部会 （４名）	建築部	住環境政策課長補佐
		公共建築第 1 課長補佐
		公共建築第 2 課長補佐
	教育委員会	施設課長補佐
土木工事部会 （１４名）	農林水産部	農村整備課長補佐
	土木部	土木総務課長補佐
		東部地域土木事務所 建設課長補佐
		西部地域土木事務所 建設課長補佐
	下水道部	下水道計画課長補佐
		東部地域下水道事務所 次長補佐
		西部地域下水道事務所 次長補佐
		下水道管理センター 施設管理課長補佐
	北区役所	建設課長補佐
		下水道課長補佐
	秋葉区役所	建設課長補佐
		下水道課長補佐
	南区役所	建設課長補佐
		下水道課長補佐
事務局	環境部	環境対策課職員
	都市政策部	都市計画課職員
		技術管理センター 工事検査課職員
		技術管理センター 技術管理課職員